

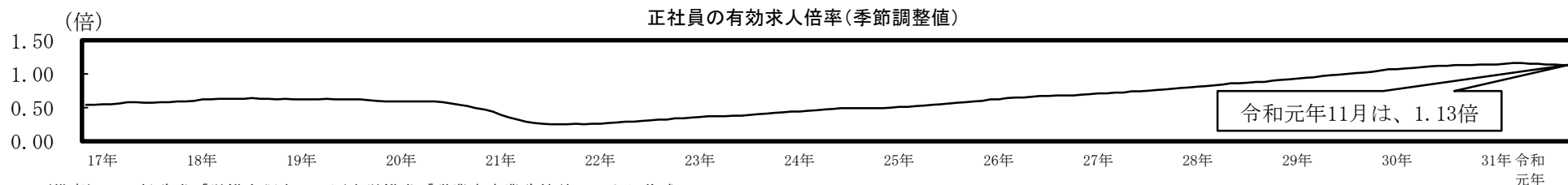
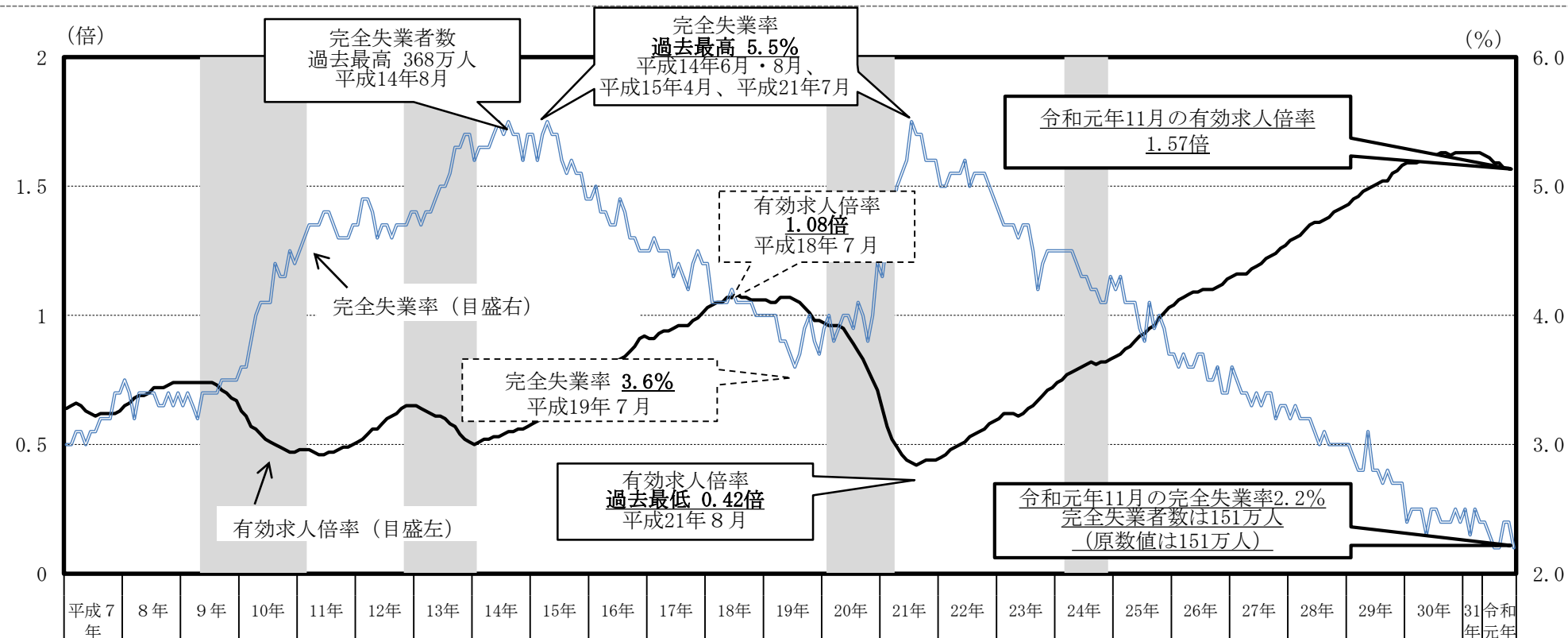
地域雇用対策の現状について

1. 雇用情勢等について
2. 地域雇用対策について
3. 地域活性化雇用創造プロジェクトについて

1. 雇用情勢等について

現在の雇用情勢（全国）～現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。～

- 令和元年11月の完全失業率は2.2%と、前月より0.2ポイント低下。約26年ぶりの低い水準で推移。
- 令和元年11月の有効求人倍率は1.57倍と、前月と同水準。約45年ぶりの高い水準で推移。
- 正社員の有効求人倍率は平成21年11月以降上昇傾向にあり、令和元年11月では1.13倍と、前月と同水準。平成16年11月の集計開始以降、過去最高水準で推移。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
2. 2011年3月～8月の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。
3. シャドー部分は景気後退期であり、1995年5月～1999年1月、2000年11月～2002年1月、2008年2月～2009年3月、2012年3月～2012年11月を示す。

地域における雇用情勢

○ 有効求人倍率を都道府県別に見ると、全都道府県で 1 倍を上回っている。

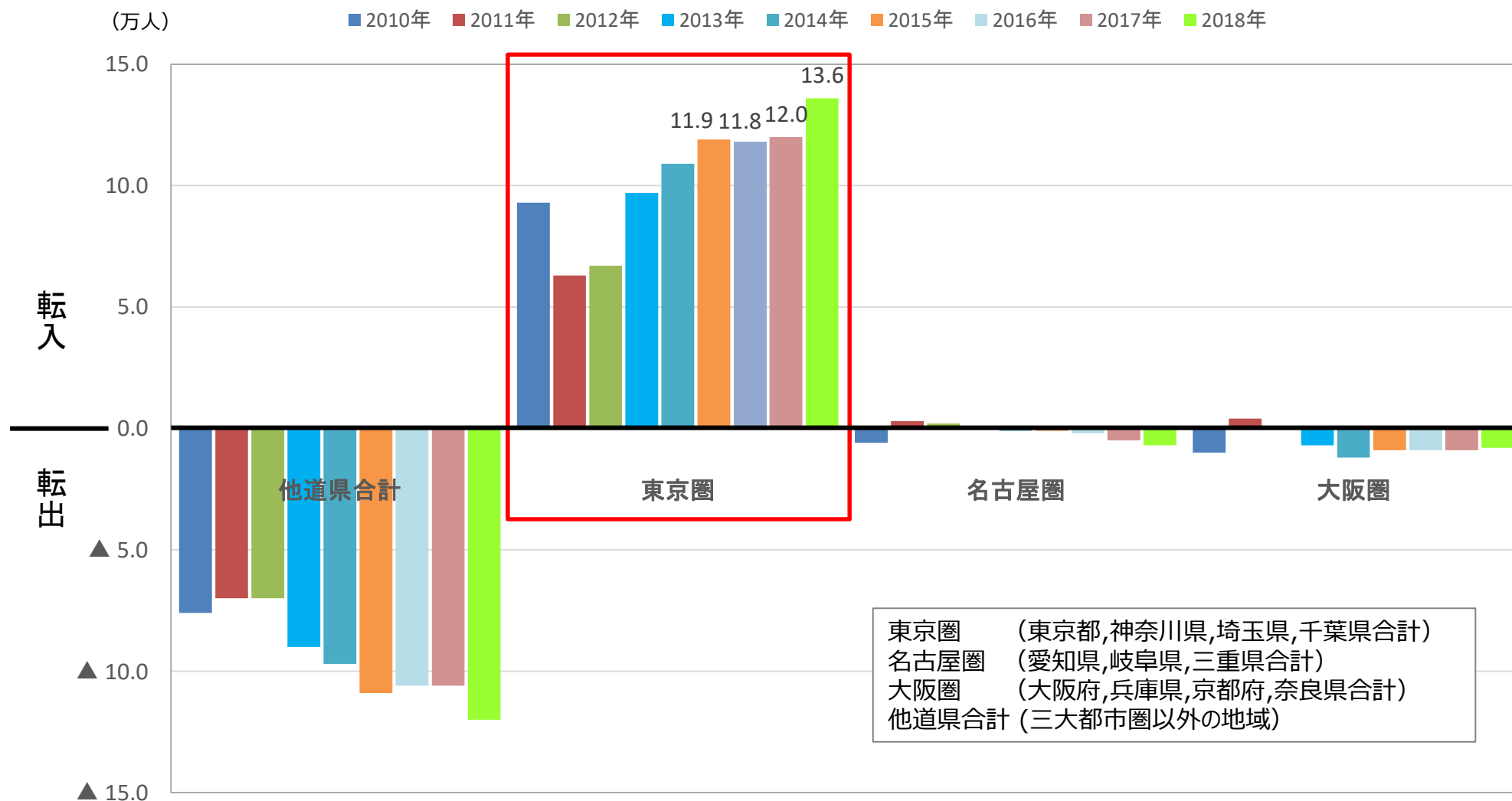
都道府県別有効求人倍率（令和元年11月） ※一般（パート含む）、就業地別、季節調整値。 (倍)

北海道	1.33	岐阜県	2.02	佐賀県	1.54
青森県	1.32	静岡県	1.55	長崎県	1.31
岩手県	1.44	愛知県	1.81	熊本県	1.72
宮城県	1.59	三重県	1.83	大分県	1.63
秋田県	1.56	滋賀県	1.52	宮崎県	1.58
山形県	1.61	京都府	1.59	鹿児島県	1.44
福島県	1.66	大阪府	1.49	沖縄県	1.35
茨城県	1.80	兵庫県	1.51		
栃木県	1.54	奈良県	1.63	全国	1.57
群馬県	1.75	和歌山県	1.50		
埼玉県	1.43	鳥取県	1.78		
千葉県	1.50	島根県	1.81		
東京都	1.50	岡山県	2.00		
神奈川県	1.40	広島県	1.75		
新潟県	1.59	山口県	1.84		
富山県	2.08	徳島県	1.50		
石川県	1.82	香川県	1.91		
福井県	2.07	愛媛県	1.73		
山梨県	1.53	高知県	1.26		
長野県	1.56	福岡県	1.37		

（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

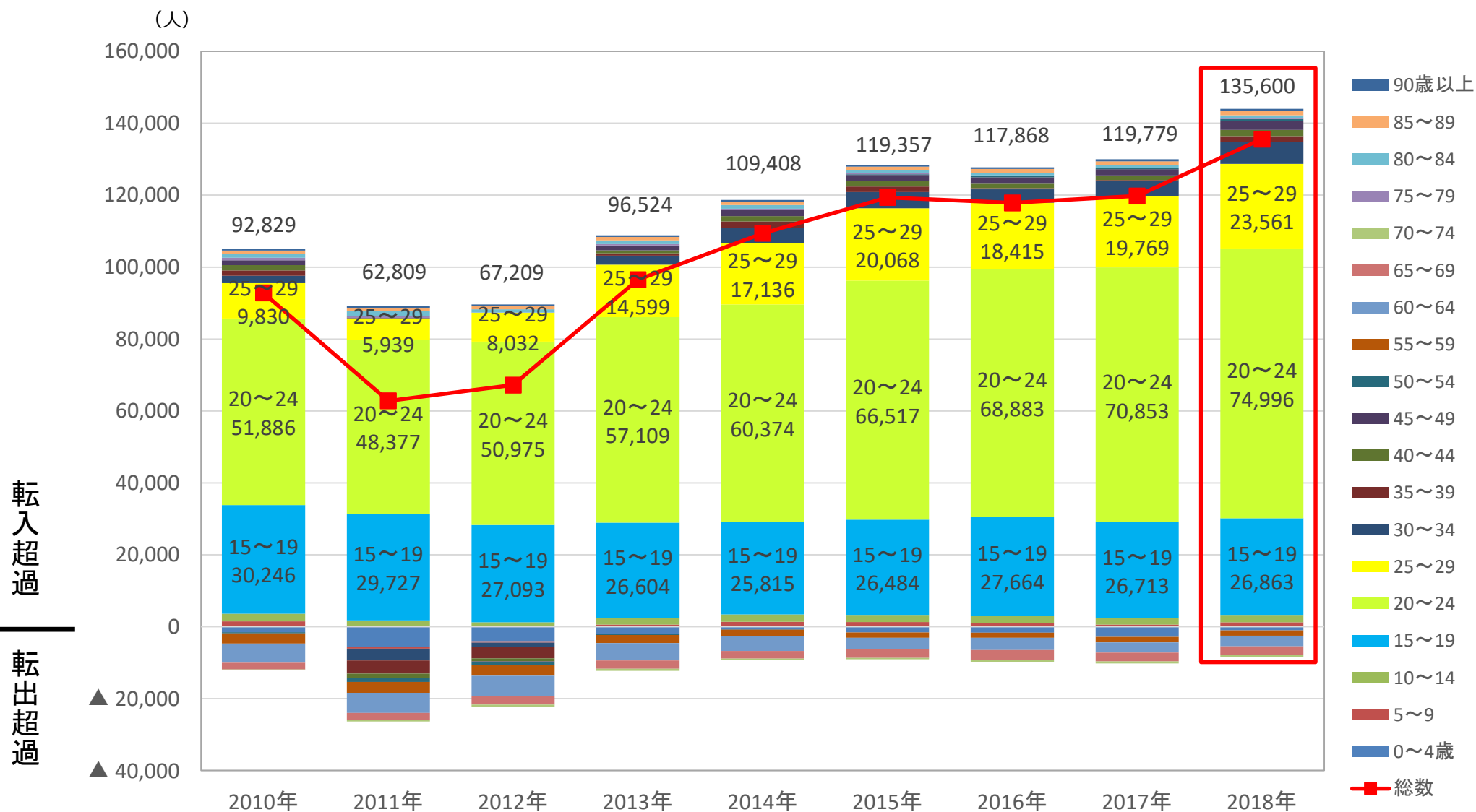
転入超過数（三大都市圏、他道県合計）

○ 東日本大震災後に東京圏への転入超過数は減少したが、2013年以降は震災前の水準を上回っており、2015年以降は約12万人の転入超過が続いている。



東京圏への転入超過数（2010－2018年、年齢階級別）

○ 東京圏への転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。



資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2010年～2018年/日本人移動者について）

2. 地域雇用対策について

地域雇用対策について（主な施策）

地方に魅力的な雇用の場をつくる取組への支援

○地域雇用開発助成金

（令和2年度予定額 24.7億円）

雇用機会の著しく不足する地域等において、事業所の設置・整備と求職者の雇入れを行う事業主への助成（地域雇用開発促進法に基づく事業）

○地域雇用活性化推進事業

（令和2年度予定額 10.3億円）

雇用機会の不足する地域や過疎化が進んでいる地域等における市町村レベルの地域の協議会が行う、雇用や人材の維持・確保等の取組の委託（地域雇用開発促進法に基づく事業）

○地域活性化雇用創造プロジェクト

（令和2年度予定額 47.5億円）

産業政策と一体となって良質で安定的な正社員雇用の創出・確保に取り組む都道府県への補助

地方へのU I J ターンへの支援

○地方就職希望者活性化事業

（令和2年度予定額 6.3億円）

大都市圏の大学生等を対象とした、地方就職希望者の掘り起こしと地方就職へ向けた動機付け等を実施

○中途採用等支援助成金（UIJターンコース）

（令和2年度予定額 2.3億円）

東京圏からのUIJターン者を採用した事業主への採用活動経費の助成

地域雇用対策の変遷（主な施策）

H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2（予定）

<雇用開発促進地域>

○地域雇用開発助成金（H19～）

<自発雇用創造地域>

○地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）（H19～23）

実践型地域雇用創造事業の「①雇用拡大メニュー、
②人材育成メニュー、③就職促進メニュー」に相当する事業

○地域雇用創造実現事業（H20～23）

実践型地域雇用創造事業の
「④雇用創出実践メニュー」に相当する事業

○実践型地域雇用創造事業（H24～30）

雇用機会が不足している地域における
自発的な雇用創造の取組を支援

○地域雇用活性化推進事業（R1～）

雇用機会が不足している
地域や過疎化が進んでい
る地域等における「魅力
ある雇用」や「それを担
う人材」の維持・確保を
図るための創意工夫ある
取組を支援

○戦略産業雇用創造プロジェクト（H25～30）

産業政策と一体となった雇用創造効果が高い事業に取り組む、
雇用情勢の厳しい都道府県への補助

○地域活性化雇用創造プロジェクト（H28～）

産業施策と一体となった良質で安定的な正社員
雇用の場を確保する効果が高い事業に取り組む、
都道府県への補助

基金事業

リーマンショック後の急激な雇用情勢の悪化に対応し、緊急的に失業者の当面の雇用の場を確保する趣旨で実施。
国からの交付金により各都道府県で基金を造成。
地方公共団体が、地域の実情に応じて必要な事業を実施し、事業を実施するために必要な求職者を雇い入れることにより雇用を創出。

○緊急雇用事業（H20～23）

○重点分野雇用創出事業（H21～25）

○地域人材育成事業（H21～24）

○ふるさと雇用再生特別基金事業（H20～23）

○地域人づくり事業（H25～27）

○地方就職希望者活性化事業（H19～）

○中途採用等支援
助成金（UIJ
ターンコース）
（R1～）

地方に魅力的な雇用の場をつくる取組への支援

地域雇用開発促進法に基づく対策

予算に基づく対策

地方へのUIJ
ターンへの支援

地域雇用開発促進法の枠組み

－ 指針の策定 －

＜厚生労働大臣＞

雇用開発促進地域 (雇用情勢が特に厳しい地域)

- 【区域】ハローワークの範囲を基本（労働市場圏を想定）
- 【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均の3分の2（1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67。全国平均が0.67未満の場合は全国平均）以下、労働力人口に対する求職者割合が全国平均以上
- 【計画期間】3年以内 等

自発雇用創造地域 (雇用創造に向けた意欲が高い地域)

- 【区域】市町村単位（単独又は複数）
- 【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均（1倍を超える場合は1、0.67未満である場合は0.67。）以下又は有効求人倍率が1未満であって人口減少率が全国平均以上
- 【協議会の設置】市町村（都道府県）、経済団体等を構成員とし、雇用機会の創出を図る分野及び方策について検討する地域雇用創造協議会の設置
- 【計画期間】3年以内 等

－ 計画策定 －

＜都道府県＞

地域雇用開発計画

- ・区域
- ・地域雇用開発の方策
- ・計画期間 等

↑
関係市町村の意見

＜市町村（+都道府県）＞

地域雇用創造計画

- ・区域
- ・地域重点分野
- ・計画期間
- ・地域雇用開発の方策 等

↑
協議会の意見

37地域（令和元年
10月1日現在）

- ・関係行政機関の長に協議
- ・地方労働審議会への付議

↓

同意

↑
＜厚生労働大臣＞

- ・関係行政機関の長に協議
- ・地方労働審議会への付議

32地域（令和元年
12月1日現在）

－ 国の支援措置 －

○ 地域雇用開発助成金

- ・計画区域内において事業所を設置・整備し、地域求職者を雇い入れる事業主への助成（48万円～960万円）

○ 地域雇用活性化推進事業

- ・地域雇用創造協議会から提案される事業（雇用創出、能力開発、就職促進等）の中から、雇用創造効果の高いものをコンテスト方式で選拔し、事業の実施を当該協議会に委託（最大3年度間、上限各年度4千万（2以上の市町村が共同で実施する場合には上限額を引き上げ））
- 労働者の委託募集に係る特例措置

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

令和2年度予定額 24.7億円
(令和元年度予算額 30.0億円)

地域雇用開発促進法に基づき、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域(同意雇用開発促進地域)等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成(1年ごとに3回の助成)

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域(下記全ての要件を満たし、かつ厚生労働大臣が同意をした地域) (1) 「最近3年間の有効求職者数／労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2／3以下 ただし、全国平均の2／3が1以上の場合は1.0、67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島
熊本地震特例メニュー	○ 熊本県全域 (計画届の提出期限は令和2年3月31日まで)

助成内容

対象労働者の増加数と設置・設備費用に応じて、下表の額を助成 (単位:万円)

設置・整備費用	対象労働者の増加人数(人)							
	3[2(創業)]～4		5～9		10～19		20～	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300以上 1,000未満	48	60	76	96	143	180	285	360
	(50)		(80)		(150)		(300)	
1,000以上 3,000未満	57	72	95	120	190	240	380	480
	(60)		(100)		(200)		(400)	
3,000以上 5,000未満	86	108	143	180	285	360	570	720
	(90)		(150)		(300)		(600)	
5,000以上	114	144	190	240	380	480	760	960
	(120)		(200)		(400)		(800)	

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給

※2 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の1/2の額を上乗せして支給

※3 創業の場合は、初回支給時に()内の額の倍額を、2回目以降は生産性要件を満たすか否かに応じた額(※1)を支給

※4 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給

※5 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給

※6 「熊本地震特例メニュー」は、()内の額を支給

※7 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給

実践型地域雇用創造事業

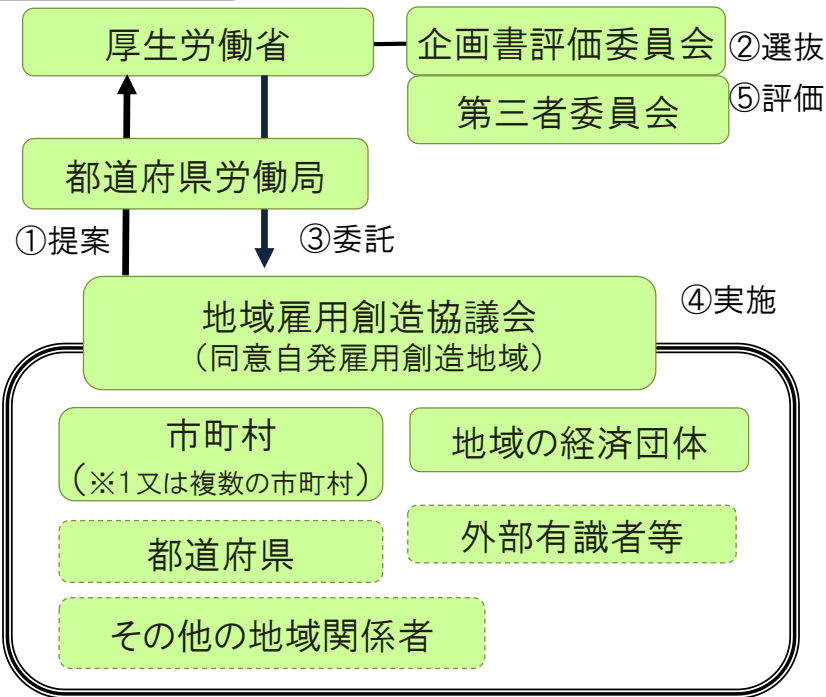
令和2年度予定額 8.9億円
(令和元年度予算額 19.2億円)

※ 平成30年度をもって終了(令和2年度までの経過措置)

《概要》

- 雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援
- 産業振興施策や地域再生関連施策等との連携の下に、地域が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、「雇用創造効果が高いと認められるもの」や波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が高く地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるもの」を選抜

実施スキーム



事業内容

地域の特性を活かした重点分野を設定のうえ、以下の雇用対策事業を実施

①雇用拡大メニュー(事業主向け)

新規創業、新分野への進出、魅力ある職場づくりなど地域における雇用機会の拡大
例: 創業や事業拡大に必要な技術、ノウハウを提供する研修 等

②人材育成メニュー(求職者向け)

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成
例: スキルアップ研修、職場体験(地域内企業、求職者等のニーズ、シーズに合った就職等に有益なもの) 等

③就職促進メニュー

上記①②のメニューを利用した事業主・求職者などを対象に地域求職者の就職促進
例: 求人情報の収集・提供、就職面接会の開催 等

④雇用創出実践メニュー

地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の実施による波及的な雇用機会の増大
例: 地域ブランド商品の開発、販路拡大、観光誘客 等

実施期間

同一地域における事業期間は3年度以内

事業規模

1地域あたり各年度2億円(複数の市町村で実施する場合は2.5億円)を上限

対象地域

次の①、②のいずれかに該当する地域

- ① 最近3年間(平均)又は最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1.0、0.67未満である場合には0.67)以下であること
- ② 最近3年間又は1年間の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

実践型地域雇用創造事業の実施地域

北海道		青森県		栃木県		兵庫県		佐賀県	
函館市	(24～26年度) (27～29年度)	深浦町	(24～26年度)	那須烏山市	(25～27年度) (28～30年度)	淡路地域 ※8	(25～27年度)	基山町	(29～)
平取町	(24～26年度) (27～29年度) (30～)	十和田市	(25～27年度)	益子町	(26～28年度)	養父市	(26～28年度)	武雄市	(30～)
		青森市	(26～28年度)	市貝町	(27～29年度)	奈良県		佐賀市	(30～)
		三沢市	(25～27年度)			吉野地域 ※9	(28～30年度)	長崎県	
		藤崎町	(28～30年度)	埼玉県		鳥取県		小値賀町	(24～26年度)
積丹町	(24～26年度)	岩手県		秩父市	(26～28年度) (29～)	鳥取市	(24～26年度) (27～29年度)	長崎地域 ※11	(25～27年度) (28～30年度)
旭川市	(25～27年度)	二戸地域 ※1	(26～28年度) (29～)	加須市	(27～29年度) (30～)	島根県		熊本県	
札幌市	(26～28年度)	久慈地域 ※2	(28～30年度)	千葉県		雲南市	(24～26年度)	和水町	(26～28年度)
釧路市	(26～28年度) (29～)	宮城県		銚子市	(26～28年度)	海士町	(25～27年度)		(29～)
帯広市	(26～28年度) (29～)	大崎市	(24～26年度)	鋸南町	(27～29年度)	岡山県		長洲町	(27～29年度)
北見市	(26～28年度) (29～)	気仙沼市	(25～27年度)			津山市	(24～26年度) (27～29年度)	天草地域 ※12	(29～)
		秋田県		富山県				大分県	
		横手市	(24～26年度)	上市町	(24～26年度)	真庭市	(24～26年度)	日田市	(25～27年度)
室蘭市	(26～28年度)	由利本荘市	(24～26年度)	立山町	(25～27年度)	広島県		豊後高田市	(25～27年度)
中標津町	(27～29年度)		(27～29年度)	福井県		呉市	(24～26年度) (27～29年度) (30～)	豊後大野市	(29～)
小樽市	(30～)	羽後町	(26～28年度)	大野市	(27～29年度)			佐伯市	(30～)
広域地域 ※1 二戸地域(4市町村) 二戸市、一戸町、軽米町、九戸村 ※2 久慈地域(4市町村) 久慈市、洋野町、野田村、普代村 ※3 最上地域(8市町村) 新庄市、金山町、最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 ※4 相双地域(12市町村) 南相馬市、相馬市、広野町、檜葉町、 富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛 尾村、新地町、飯館村 ※5 会津地域(17市町村) 会津若松市、喜多方市、下郷町、 檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西 会津町、磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山 町、昭和村、会津美里町 ※6 奥三河地域(4市町村) 新城市、設楽町、東栄町、豊根村 ※7 東紀州地域(5市町) 熊野市、尾鷲市、紀北町、御浜町、紀宝町 ※8 淡路地域(3市) 洲本市、南あわじ市、淡路市 ※9 吉野地域(3町村) 吉野町、川上村、東吉野村 ※10 筑後地域(15市町村) 大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、 筑後市、大川市、小郡市、うきは市、 みやま市、大刀洗町、大木町、広川町、 朝倉市、筑前町、東峰村 ※11 長崎地域(3市町) 長崎市、長与町、時津町 ※12 天草地域(3市町) 天草市、上天草市、苓北町 ※13 都城地域(2市町) 都城市、三股町		山形県		山梨県		山口県		都城地域 ※13	(24～26年度)
		最上地域 ※3	(24～26年度) (27～29年度)	南アルプス市	(25～27年度)	萩市	(24～26年度)	日向市	(24～26年度) (27～29年度) (30～)
		鶴岡市	(24～26年度)	上野原市	(27～29年度)	柳井市	(24～26年度)		
		遊佐町	(24～26年度) (27～29年度)	北杜市	(28～30年度)	宇都市	(24～26年度)	延岡市	(25～27年度) (28～30年度)
		長野県		塩尻市	(27～29年度)	徳島県		西都市	(25～27年度)
		飯豊町	(24～26年度)	東御市	(28～30年度)	東みよし町	(24～26年度)	日南市	(26～28年度)
		尾花沢市	(25～27年度)	岐阜県		美馬市	(24～26年度)	宮崎市	(29～)
		村山市	(25～27年度) (28～30年度)	大垣市	(24～26年度)	愛媛県		三股町	(30～)
		酒田市	(25～27年度) (28～30年度)	愛知県		松山市	(24～26年度)	鹿児島県	
		庄内町	(25～27年度)	奥三河地域 ※6	(26～28年度) (29～)	宇和島市	(24～26年度)	鹿屋市	(24～26年度)
		長井市	(25～27年度)	田原市	(29～)	西予市	(25～27年度) (29～)	屋久島町	(24～26年度)
		米沢市	(26～28年度)	三重県		高知県		奄美市	(26～28年度) (29～)
		南陽市	(26～28年度) (29～)	東紀州地域 ※7	(24～26年度)	土佐市	(24～26年度)	沖縄県	
		福島県		名張市	(26～28年度)	四万十市	(24～26年度)	うるま市	(24～26年度)
		相双地域 ※4	(24～26年度)	大台町	(27～29年度)	本山町	(24～26年度)	名護市	(24～26年度)
		会津地域 ※5	(26～28年度)	滋賀県		高知市	(25～27年度) (28～30年度)	宮古島市	(24～26年度) (27～29年度) (30～)
		茨城県		京都府		南国市	(25～27年度)		
		坂東市	(25～27年度)	和束町	(24～26年度) (27～29年度) (30～)	四万十町	(25～27年度)	福岡県	
		桜川市	(29～)			福岡県		上毛町	(24～26年度)
				南山城村	(27～29年度) (30～)	筑後地域 ※10	(24～26年度)	金武町	(24～26年度)
				笠置町	(30～)	田川市	(26～28年度)	糸満市	(25～27年度) (28～30年度)
						嘉麻市	(30～)	南城市	(25～27年度) (28～30年度)

実践型地域雇用創造事業における雇用創出実績（単位：人）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
2,579	5,910	7,112	4,879	3,958	3,836	3,499	31,773

令和元年12月1日現在
17道府県30地域で実施

※赤字は現在実施中

地域雇用活性化推進事業

令和2年度予定額 10.3億円
(令和元年度予算額 5.2億円)

《目的》

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する

【提案可能地域】

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67）以下であること
- ② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

【事業規模(委託費上限)】

各年度4千万円

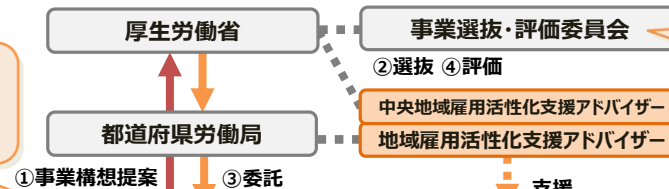
複数の市町村で連携して実施する場合、1地域当たり2千万円／年を加算（加算上限1億円／年）

【実施期間】

3年度以内

《事業スキーム》

地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定



地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜

事業所向け

A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組

魅力ある雇用の確保を図る講習会等の実施

例：

- 新分野進出、販路拡大、生産性向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
- 雇用管理改善、職域開発の必要性・手法等を学ぶ講習会
- 意欲ある企業が行う新分野進出等の取組への伴走型支援 等

魅力ある雇用の確保・拡大

求職者向け

B 人材育成の取組

地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施

例：

- 地域農産物の知識・取扱い・加工等や職業スキル（IT、接客等）を学ぶ講習会
- 地域企業における職場体験講習 等

スキルアップ人材の確保

C 就職促進の取組

A、Bを利用した事業主・求職者やUIターン就職希望者を対象にハローワークと連携した

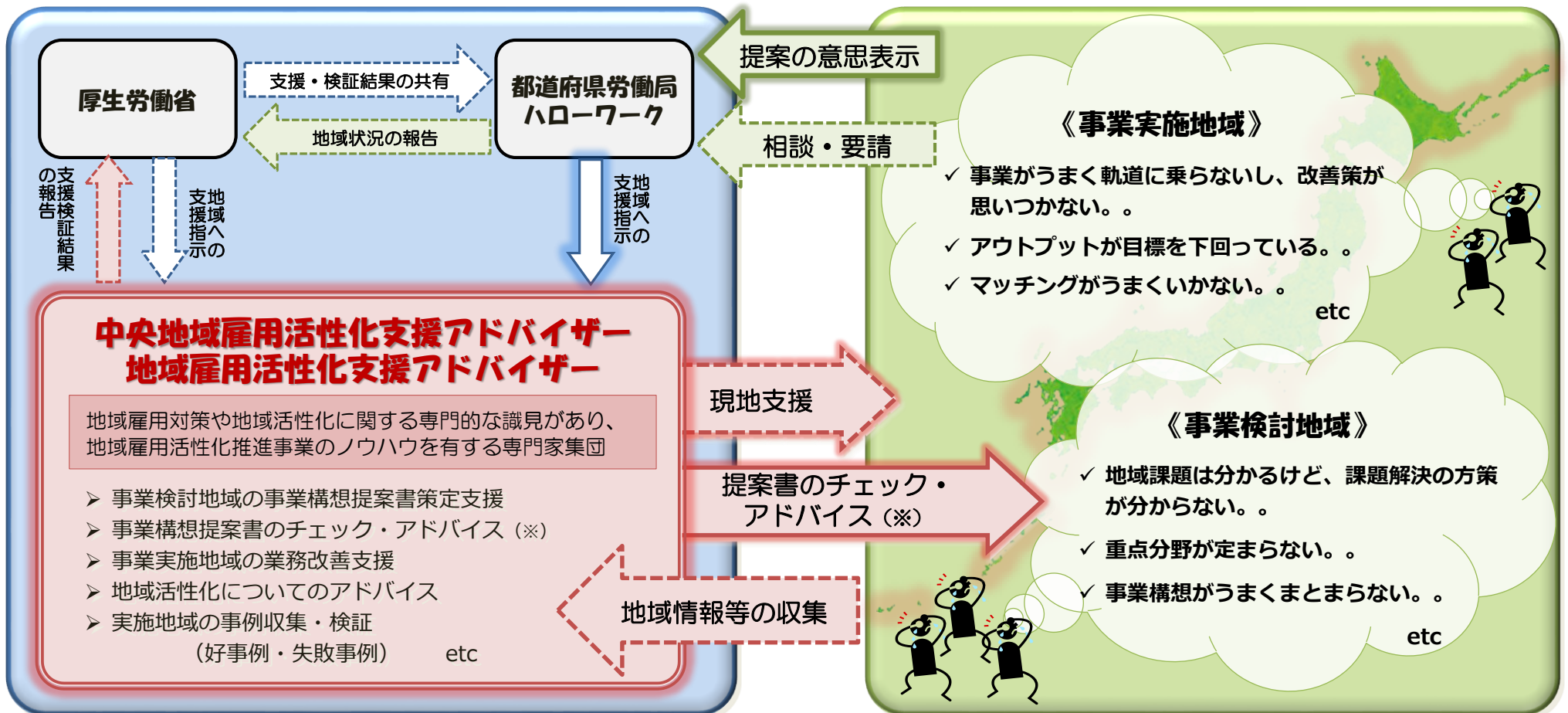
- 合同企業説明会・就職面接会
- SNSによる情報発信（講習会、地域情報） 等

面接会等によるマッチング

中央地域雇用活性化支援アドバイザー・地域雇用活性化支援アドバイザー

地域雇用活性化推進事業では、地域雇用対策や地域活性化に関する専門的な識見を有する者を「中央地域雇用活性化支援アドバイザー」、
「地域雇用活性化支援アドバイザー」として委嘱します。当アドバイザーは、厚生労働省・労働局や事業検討地域・事業実施地域からの
要請等に応じて事業構想提案書のチェック・アドバイスを行う(※)とともに、現地に赴き、事業の進捗・検討状況から課題等を分析し、
事業実施に必要なアドバイスを行います。

～ 地域からの要請等に応じて、応募検討段階から事業終了まで専門的視点でサポート ～



(※) 事業構想の提案に当たっては、原則、地域雇用活性化支援アドバイザーが「事業構想提案書」のチェック・アドバイスを行います。

地域雇用活性化推進事業実施地域一覧 (13道府県14地域)

令和元年10月1日現在

北海道 (1地域)		山形県 (1地域)		滋賀県 (1地域)		愛媛県 (1地域)		宮崎県 (1地域)	
1	南知床4町 ※1 【人口:49,644人】	4	酒田市 【人口:104,317人】	7	長浜市 【人口:119,227人】	10	宇和島市 【人口:77,329人】	13	延岡市 【人口:125,244人】
宮城県 (1地域)		栃木県 (2地域)		京都府 (1地域)		高知県 (1地域)		鹿児島県 (1地域)	
2	気仙沼市 【人口:64,947人】	5	茂木町 【人口:13,353人】	8	京丹後市 【人口:55,944人】	11	高知市 【人口:332,276人】	14	薩摩川内市 【人口:96,206人】
秋田県 (1地域)		6	大田原市 【人口:71,908人】	岡山県 (1地域)		福岡県 (1地域)			
3	大仙市 【人口:83,014人】			9	津山市 【人口:102,276人】	12	飯塚市 【人口:129,801人】		

※人口:住民基本台帳に基づく人口(平成30年1月1日現在)

※1 中標津町、別海町、標津町、羅臼町 計4町

地域活性化雇用創造プロジェクト

令和2年度予定額:47.5億円
(令和元年度予算額:52.6億円)

事業目的

産業政策と一体となった良質で安定的な雇用機会を創造・整備することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

事業概要

- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、良質で安定的な正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選抜。選抜された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、有識者、金融機関等）で構成する協議会を設置した上で事業を実施
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけている業種を指定の上、事業主や求職者等に対する支援を実施
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助（年間上限10億円）

事業内容

プロジェクトの対象となる産業分野を指定し、以下の雇用対策事業を策定、実施。

事業費上限：150万円×雇用創出数

ア. 事業推進・基盤整備メニュー

協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備

イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー

専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングや、ICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用確保の取組の支援等

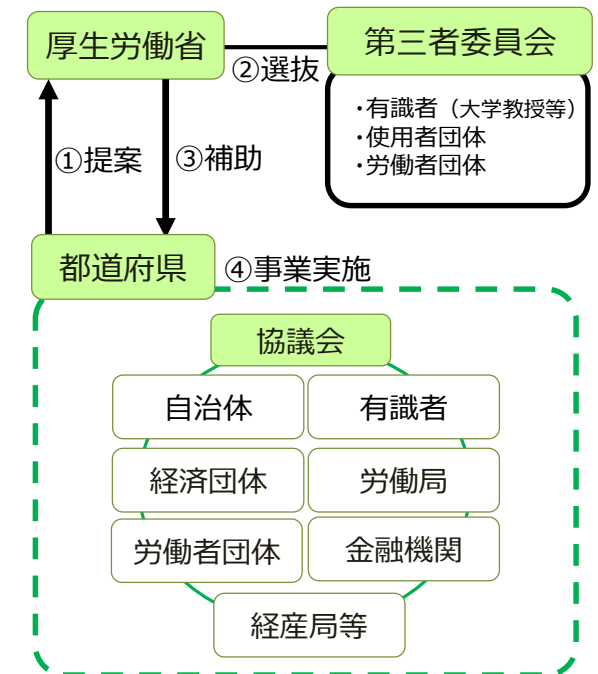
ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施

エ. 指定事業主雇入れ助成メニュー ※全額国が支給。大都市圏は対象外。

指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に上乗せする形で労働局を通じて助成を行う。

事業スキーム



地方就職希望者活性化事業

令和2年度予定額 6.3億円
(令和元年度予算額 5.8億円)

東京圏・大阪圏において、地方就職に関するセミナー、イベント、個別相談等により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、地方自治体が実施する就労体験事業等への送り出しを実施することによって、地方就職に向けた動機付けを行い、地方就職の準備が整った者をハローワークへ誘導し、全国ネットワークを活用したマッチングにより就職へ結びつける。

地方人材還流促進事業（LO活プロジェクト）

○潜在的な地方就職希望者の掘り起こし・動機付け

- ・セミナー、イベント、個別相談等による潜在的な地方就職希望者の掘り起こし
- ・自治体が発行する就労体験事業等への送り出しによる地方就職に向けた動機付け
- ・地元就活支援コラボプロジェクトと連携した早期からの就職ニーズの把握、新卒応援ハローワーク等への誘導

○地方就職に役立つ情報の収集・整理・提供

- ・労働局が自治体等から収集した地方就職支援情報・生活関連情報等を潜在的な地方就職希望者に対して、ウェブサイト・SNS等を通じて提供
- ・求人情報を発信するためのツールや助成金などの各種支援策等の情報を地方の求人企業に対して、ウェブサイトを通じて提供

○地方人材還流促進協議会の設置

- ・厚労省、地方自治体、大学等による協議会を設置し、課題・情報の共有、事業の円滑な実施を図る。

○移住・交流情報ガーデンでの相談対応

- ・「移住・交流情報ガーデン」（総務省設置）で自治体が発行する就労体験事業等に関する相談、カウンセリング等に対応

地方就職支援事業

○地方就職支援体制の設置

- ・都市部（東京及び大阪）に「地方就職支援コーナー」を設置
東京：ふるさと回帰支援センター（品川HW）
大阪：HWプラザなんば
- ・都市部と地方のハローワーク等にコーディネーターを配置

全国ネットワークを活用した職業相談、求人情報提供等
担当者制による地方就職希望者の個別支援
自治体等と連携した生活関連情報の集約・提供
個別求人開拓等も含めた求職者と事業主のマッチング支援

○地方合同就職面接会の開催等

- ・労働局と地方自治体が発行し、都市部で合同就職面接会を開催
- ・自治体開催の各種イベント（合同就職面接会等）への協力（参加企業の募集、求職者への周知広報）

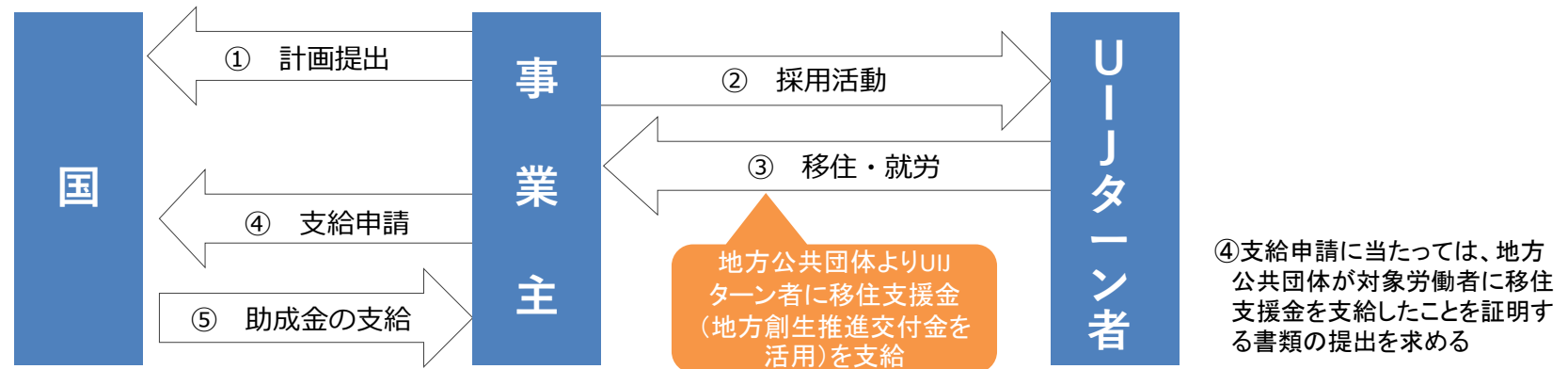
○地方人材還流支援相談会の開催

自治体における移住相談や移住初心者向けのミニセミナーを行うふるさと回帰フェアにおいて、来場者に対する職業相談や地方の求人情報の提供等を行う相談会を実施

地方就職の準備が整った者をHWに誘導 → 具体的な地方求人とのマッチングを実施

- 東京一極集中の是正を図り、地方創生を推進する観点から、東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域へのUIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材の確保を図ることが必要。
- このため、内閣府の地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIターン者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

支給までの流れ



助成の内容

対象事業主	東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域（※1）に所在する事業所において対象労働者を1名以上雇い入れた事業主
助成対象経費	対象労働者の採用に要した次の経費 ① 就職説明会等の実施に係る経費 ② 募集・採用パンフレット等の作成経費（※2） ③ UIターン者の採用に向けた外部専門家によるコンサルティング経費
対象労働者	地方公共団体から移住支援金（※3）の支給を受けた労働者（新規学卒者を除く）
助成額	助成対象経費に1／2（中小企業以外は1／3）を乗じた額（上限100万円）

※1 過疎地域自立促進特別措置法等の関係法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

※2 地方創生推進交付金を活用したマッチング支援事業により支援する経費を除く。

※3 移住支援金は、地方創生推進交付金を活用して創設されたものに限る。

3. 地域活性化雇用創造プロジェクトについて

地域活性化雇用創造プロジェクト

令和2年度予定額:47.5億円
(令和元年度予算額:52.6億円)

事業目的

産業政策と一体となった良質で安定的な雇用機会を創造・整備することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

事業概要

- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、良質で安定的な正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選抜。選抜された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、有識者、金融機関等）で構成する協議会を設置した上で事業を実施
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけている業種を指定の上、事業主や求職者等に対する支援を実施
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助（年間上限10億円）

事業内容

プロジェクトの対象となる産業分野を指定し、以下の雇用対策事業を策定、実施。

事業費上限：150万円×雇用創出数

ア. 事業推進・基盤整備メニュー

協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備

イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー

専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングや、ICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用確保の取組の支援等

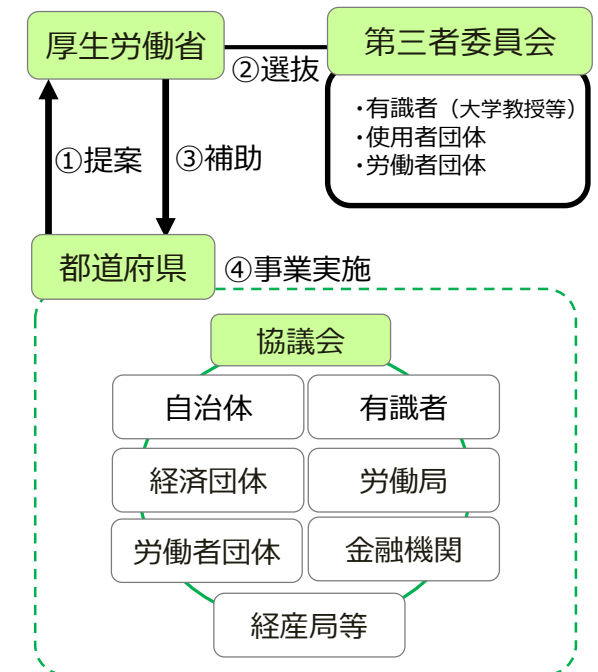
ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施

エ. 指定事業主雇入れ助成メニュー ※全額国が支給。大都市圏は対象外。

指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に上乗せする形で労働局を通じて助成を行う。

事業スキーム



地域活性化雇用創造プロジェクトの変遷

- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選定。
選定された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等）で構成する協議会を設置した上で、事業を実施。
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけられる業種を指定の上、実施。
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助（雇用創造効果に応じて年間上限10億円）

平成28年度・平成29年度			平成30年度※1・令和元年度※2			令和2年度（予定）※3		
コース	地域産業活性化コース	地域雇用活性化コース	地域産業活性化コース	地域雇用活性化コース	中小企業 特例	—		
事業費 上限	250万円×雇用創出数	150万円×雇用創出数	250万円×雇用創出数	150万円×雇 用創出数	250万円×雇 用創出数	150万円×雇用創出数		
主な 支援 メニュー	ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への 情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員 の確保などの事業運営、体制整備。		ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発 信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事 業運営、体制整備。			ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発 信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整 備。		
	イ. 事業主向け雇用創造 メニュー 新規創業、新分野へ の進出、研究開発等によ る事業の拡大など地域の 雇用機会の拡大を図る 取組の支援等	イ. 事業主向け雇用拡大 支援メニュー 有識者等の派遣によ る雇用管理改善の指導 や研修・セミナー等を実施	イ. 事業主向け雇用創造メ ニュー 新規創業、新分野への 進出、研究開発等による事 業の拡大など地域の雇用機 会の拡大を図る取組の支援 等	イ. 事業主向け雇用拡大支援メ ニュー 専門家による雇用管理改善 のためのコンサルティングやICT 活用を通じた業務プロセスの 見直しのためのセミナーなど、 魅力ある職場づくりを通じた雇 用創出の取組の支援等	イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー 専門家による雇用管理改善のためのコンサル ティングや、I C T活用を通じた業務プロセスの見 直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通 じた雇用確保の取組の支援等			
	ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確 保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修 等の取組を実施		ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地 域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実 施			ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等 からの確保、地域求職者に対する人材育成、職 場体験等の研修等の取組を実施		

※1 以下の特例①②を追加

① 中小企業における働き方改革に資する事業を実施する場合の特例
中小企業における働き方改革に資する事業を実施する場合に、事業費
上限額を引き上げ。

② 天災等からの産業復興が必要な場合の特例
天災等からの産業復興のための事業を実施する場合に、支援対象業
種の追加や事業実施期間を延長。

※2 「良質な雇用」「離職率」指標の追加

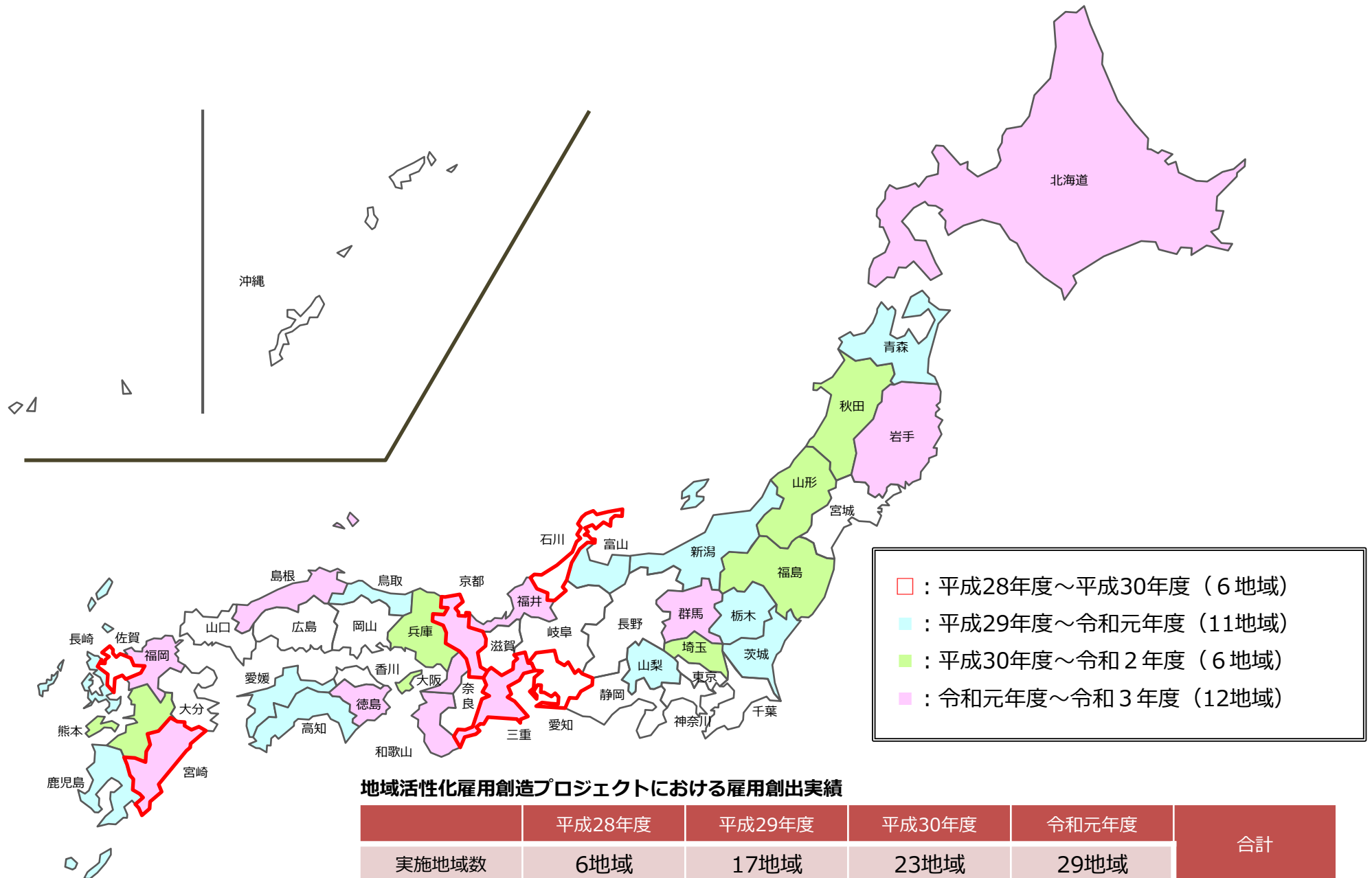
●「良質な雇用」指標：厚生労働省の定める(1)労働時間、(2)就労日
数、(3)賃金の基準を満たす「良質な雇用」の創出状況により事業継
続可否を判断

●「離職率」指標：事業による就職者のうち、就職後一年以内の離職率
を厚生労働省の定める率以内とする目標を設定し、その達成状況に
より事業継続可否を判断

※3 評価基準の見直し

就職氷河期世代や高齢者、女性への就職支援等、国の重点施策と連
携した事業を実施する場合に、評価点を加算

地域活性化雇用創造プロジェクト 実施地域



地域活性化雇用創造プロジェクトにおける雇用創出実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
実施地域数	6地域	17地域	23地域	29地域	
雇用創出数	62人	4,728人	6,676人	(事業実施中)	11,466人

＜月間実労働時間（一般労働者）＞

	H28年度		H30年度
全国	168.7時間	▶	167.0時間
運輸業・郵便業	185.6時間 ①	▶	183.3時間 ①
金融業・保険業	154.1時間 ⑩	▶	152.8時間 ⑩

【資料出所】厚生労働省「毎月勤労統計調査」

＜就労日数（一般労働者）＞

	H28年度		H30年度
全国	20.2日	▶	20.0日
宿泊・飲食・サービス	21.9日 ①	▶	21.4日 ①
電気・ガス業	19.0日 ⑮	▶	18.9日 ⑮

【資料出所】厚生労働省「毎月勤労統計調査」

＜所定内賃金額（一般労働者）＞

	H28年		H30年
全国	304.0千円	▶	306.2千円
東京都	373.1千円 ①	▶	380.4千円 ①
宮崎県	234.6千円 ④	▶	235.1千円 ④

【資料出所】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

＜正社員有効求人倍率（受理地別）＞

	H28年度		R1.11月末
全国	0.89倍	▶	1.18倍
福井県	1.27倍 ①	▶	1.70倍 ①
沖縄県	0.40倍 ④	▶	0.63倍 ④

【資料出所】厚生労働省「職業安定業務統計」

＜人口転出（全人口）＞

	H28年		H30年
東京都	+7.4万人 ①	▶	+8.0万人 ①
茨城県	-0.6万人 ④	▶	-0.8万人 ④

【資料出所】総務省「住民基本台帳人口移動報告」

＜雇用人員判断D.I.（全企業規模）＞

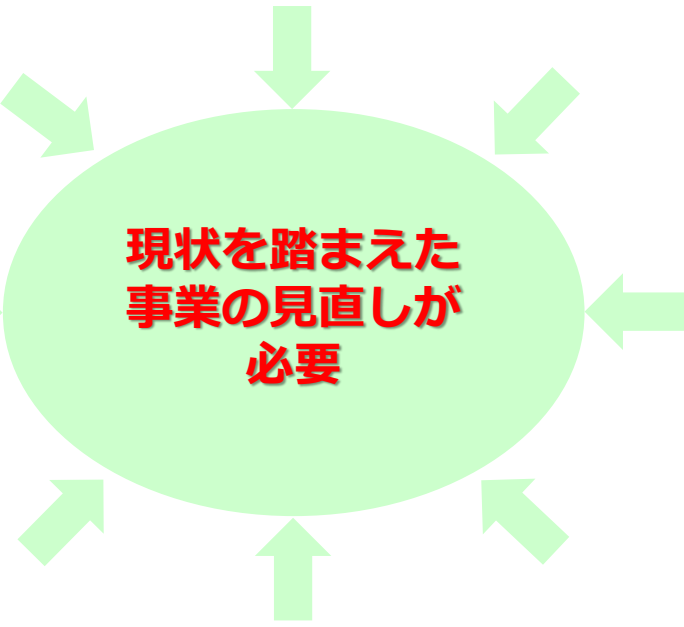
	H28.12月		R1.12月
全産業	-21pt	▶	-31pt
宿泊・飲食サービス	-51pt ①	▶	-67pt ①
電気機械	-9pt ②	▶	-8pt ②

【資料出所】日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
※雇用人員判断D.I.…企業における雇用人員の過不足判断を指数化したもの（「過剰」-「不足」）

＜離職率（一般労働者）＞

	H28年		H29年
調査全体	11.4%	▶	11.6%
就労期間 1年未満	22.6%	▶	23.4%

【資料出所】厚生労働省「雇用動向調査」

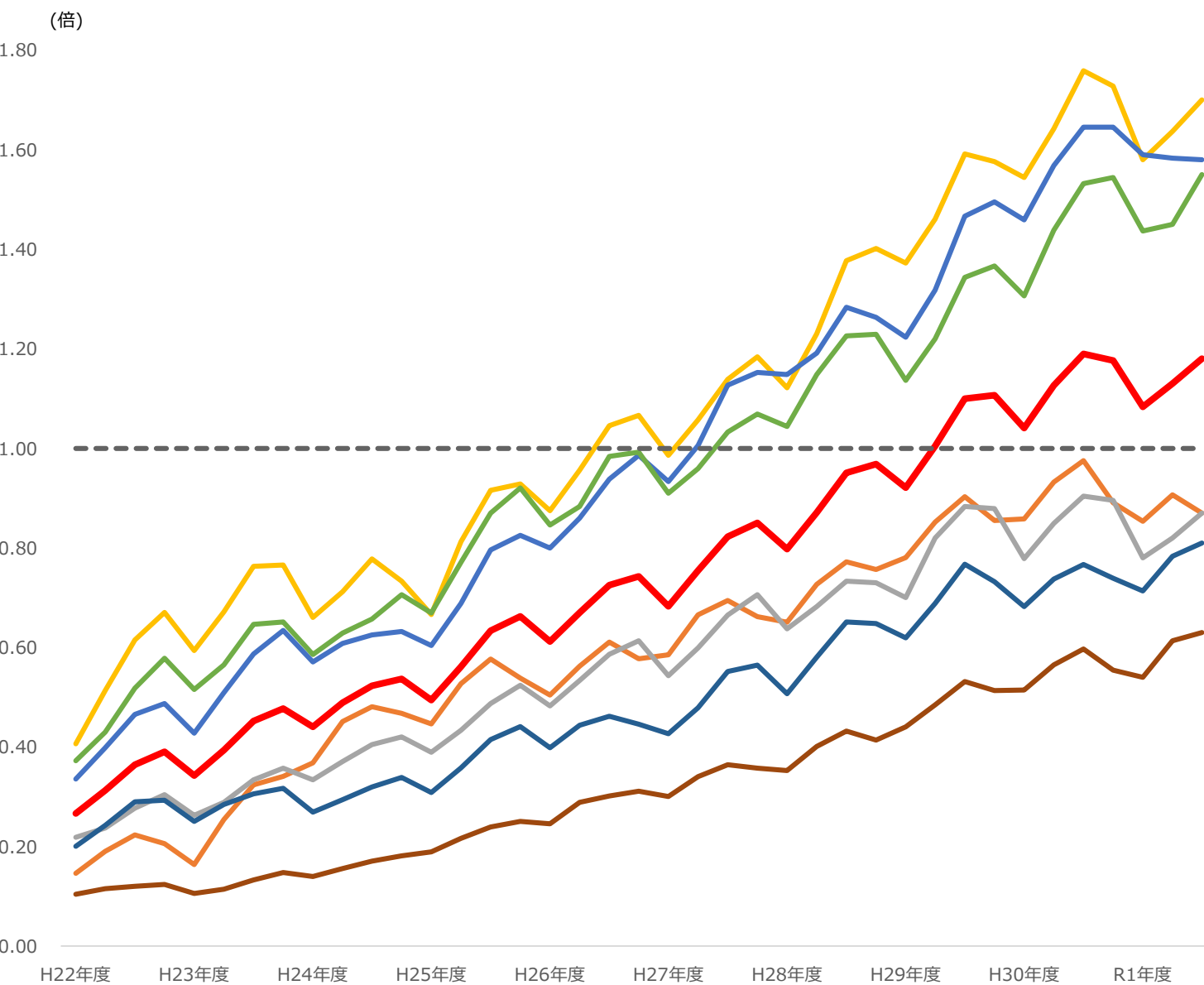


＜自由民主党行政改革推進本部行政事業レビューチーム提言（R1.12.10公表）＞ 【抜粋】

地域活性化雇用創造プロジェクト（0552）
（略）

- 真に雇用創出が必要な地域（雇用環境が平均以下の地域）や業種（公的関与が求められる分野）、対象者（就職氷河期世代等）を再検討すべき。
- 見直した事業の内容に合わせて、行政事業レビューシートの評価指標を適正なものとするべき。
- 検討を踏まえて、将来的な廃止を含めた適正な予算規模とするべき。

【参考】正社員有効求人倍率の推移



上位3位	H28年度		R1.11月末
福井県	1.27倍 ①	▶	1.70倍 ①
岐阜県	1.22倍 ③	▶	1.58倍 ②
岡山県	1.16倍 ⑦	▶	1.55倍 ③

全国平均	H28年度		R1.11月末
全国	0.89倍	▶	1.18倍

下位3位	H28年度		R1.11月末
岩手県	0.72倍 ③④	▶	0.87倍 ④④
神奈川県	0.69倍 ③⑧	▶	0.87倍 ④④
高知県	0.59倍 ④⑥	▶	0.81倍 ④⑥
沖縄県	0.40倍 ④⑦	▶	0.63倍 ④⑦

<参考：1.0倍未満の地域数>

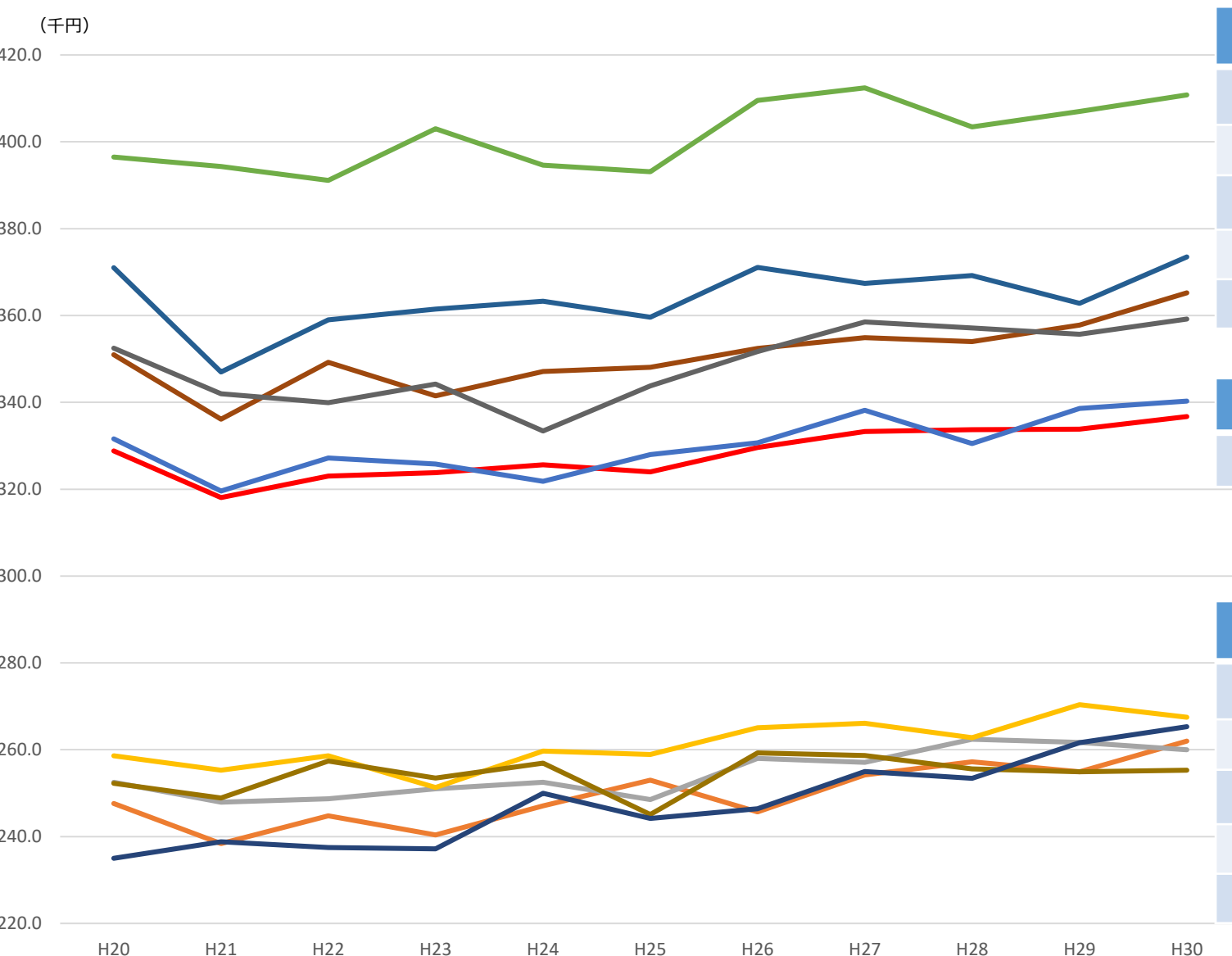
	H28年度		R1.11月末
1.0倍未満	37道府県	▶	10道府県

(注) グラフの系列は令和元年11月期の都道府県別有効求人倍率のうち、上位3県・下位3道県（下位については岩手県・神奈川県が同順位のため4県記載）

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数を除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」 ※受理地別、原数値。

【参考】きまって支給する現金給与額（一般労働者・男女計）の推移①



※決まって支給する現金給与額…労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与と額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。1か月を超え、3か月以内の期間で算定される給与についても、6月に支給されたものは含まれ、遅払いなどで支払いが遅れても、6月分となっているものは含まれる。給与改訂に伴う5月分以前の追給額は含まれない。現金給与のみであり、現物給与は含んでいない。

※一般労働者…常用労働者のうち、短時間労働者（同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。）以外の者をいい、正社員以外を含む。

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

【参考】きまって支給する現金給与額（一般労働者・男女計）の推移②

○都道府県別 きまって支給する現金給与額（一般労働者・男女計）

都道府県	H28年				H30年			都道府県	H28年				H30年			都道府県	H28年				H30年		
北海道	267.6千円	㊸	▶		294.8千円	㊸		岐阜県	280.2千円	㊴	▶		324.2千円	㊵		佐賀県	247.9千円	㊴	▶		277.4千円	㊶	
青森県	238.3千円	㊴	▶		262.0千円	㊵		静岡県	289.1千円	㊴	▶		323.8千円	㊶		長崎県	255.0千円	㊵	▶		276.6千円	㊸	
岩手県	235.9千円	㊶	▶		269.0千円	㊴		愛知県	314.4千円	㊴	▶		365.2千円	㊴		熊本県	254.8千円	㊶	▶		279.9千円	㊵	
宮城県	282.7千円	㊴	▶		312.0千円	㊵		三重県	294.4千円	㊴	▶		338.7千円	㊶		大分県	249.7千円	㊷	▶		286.9千円	㊴	
秋田県	242.2千円	㊴	▶		260.0千円	㊶		滋賀県	295.1千円	㊴	▶		332.4千円	㊵		宮崎県	234.6千円	㊷	▶		255.3千円	㊷	
山形県	242.3千円	㊴	▶		267.5千円	㊴		京都府	305.3千円	㊶	▶		331.7千円	㊴		鹿児島県	249.3千円	㊸	▶		274.1千円	㊴	
福島県	260.5千円	㊴	▶		295.0千円	㊴		大阪府	326.9千円	㊴	▶		359.2千円	㊴		沖縄県	236.3千円	㊵	▶		265.3千円	㊴	
茨城県	305.9千円	㊵	▶		335.1千円	㊴		兵庫県	299.7千円	㊷	▶		330.3千円	㊴									
栃木県	289.7千円	㊴	▶		331.7千円	㊴		奈良県	297.4千円	㊴	▶		329.0千円	㊴		全国計	304.0千円		▶		336.7千円		
群馬県	281.7千円	㊵	▶		312.7千円	㊴		和歌山県	275.0千円	㊵	▶		302.5千円	㊷									
埼玉県	299.3千円	㊴	▶		336.4千円	㊷		鳥取県	249.1千円	㊸	▶		273.3千円	㊴									
千葉県	298.9千円	㊵	▶		340.3千円	㊵		島根県	248.6千円	㊴	▶		277.4千円	㊶									
東京都	373.1千円	㊴	▶		410.8千円	㊴		岡山県	279.5千円	㊴	▶		310.4千円	㊴									
神奈川県	335.1千円	㊴	▶		373.5千円	㊴		広島県	287.0千円	㊵	▶		329.7千円	㊴									
新潟県	260.0千円	㊴	▶		287.5千円	㊴		山口県	271.1千円	㊷	▶		305.3千円	㊴									
富山県	280.5千円	㊴	▶		307.7千円	㊴		徳島県	268.0千円	㊴	▶		289.0千円	㊴									
石川県	276.4千円	㊴	▶		304.9千円	㊵		香川県	274.0千円	㊴	▶		310.4千円	㊴									
福井県	271.1千円	㊷	▶		295.9千円	㊴		愛媛県	261.5千円	㊴	▶		280.6千円	㊴									
山梨県	283.5千円	㊶	▶		309.5千円	㊴		高知県	258.1千円	㊴	▶		276.4千円	㊸									
長野県	283.0千円	㊷	▶		303.7千円	㊶		福岡県	277.5千円	㊴	▶		314.1千円	㊷									

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

EBPM（Evidence-based Policymaking）を実践するため各省に政策立案総括審議官が任命され、内閣官房行政改革推進本部事務局や総務省行政評価局等により省庁横断的にEBPMの好事例を蓄積しているところ。

しかしながら、EBPMの取り組みを霞ヶ関の隅々まで行き渡らせるためには、行政事業レビューシートの作成・評価の段階からEBPMの観点をより導入できないか検討していく必要があるが、個々の行政事業レビューシートを見る限り、①最適なアウトカム指標の設定、②適切なロジックモデルの構築、③より強固な因果関係の推定において十分とはいえない。

（略）

地域活性化雇用創造プロジェクト（0552）

働き方改革の推進等の重点課題に対応するために事業の見直しを行っているにもかかわらず、行政事業レビューシートでは、制度創設時の趣旨・目的に係る評価指標のみ記載されており、事業の必要性等を評価できないものとなっている。

雇用環境が安定している現状において、真に雇用創出が必要な地域や業種、対象者があるのか、その際の目標をどのように設定すべきかといった点を検討したうえで、適正な事業評価が行えるよう評価指標の見直しを行い、見直した評価指標の評価結果に基づき、将来的な廃止も含めて適正な予算規模を検討すべき。

具体的には、

- 真に雇用創出が必要な地域（雇用環境が平均以下の地域）や業種（公的関与が求められる分野）、対象者（就職氷河期世代等）を再検討すべき。
- 見直した事業の内容に合わせて、行政事業レビューシートの評価指標を適正なものとすべき。
- 検討を踏まえて、将来的な廃止を含めた適正な予算規模とすべき。

（略）

主な論点

1. 各地域における正社員の雇用創出・確保は必要か

例) 正社員有効求人倍率が1倍を上回っている37都府県（令和元年11月末時点）においても、雇用創出・確保に向けた支援方策が必要か

2. 都道府県が行う産業政策と一体となった雇用創出・確保の取組への支援は必要か

例) 都道府県は産業振興や経営支援・体質改善等に向けた支援を行っており、こうした産業政策と一体的に行う雇用創出・確保の取組への支援が有効ではないか

3. 支援対象とする業種を限定することは必要か

例) 衰退期にある産業や事業拡大が見込めない産業等における業種についても支援対象とする必要があるか

4. 支援対象とする地域求職者を、特別な支援を要する者に限定することは必要か

例) 就職氷河期世代、女性、高齢者等に対する就業機会の提供が必要か